

条 例

埼玉県企業職員の給与の種類及び基準に関する条例の一部を改正する条例をここに公布する。

令和七年七月四日

埼玉県知事 大野 元裕

埼玉県条例第三十四号

埼玉県企業職員の給与の種類及び基準に関する条例の一部を改正する条例

埼玉県企業職員の給与の種類及び基準に関する条例（昭和四十一年埼玉県条例第六十四号）の一部を次のように改正する。

第十八条第二項中「一部（二時間を超えない範囲内の時間に限る。）」を「全部又は一部」に改める。

附 則

この条例は、令和七年十月一日から施行する。